

徳島県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、徳島県県土整備部道路整備課及び徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和四年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年八月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定する道路種別、路線番号、路線名及び占用を制限する区域

道路種別	路線番号	路線名	占用を制限する区域
主要地方道	五	観音寺池田	三好市池田町西山登り尾一三四八番一地先から 同 州津堂面二四三番一地先まで
一般県道	二六七	白地州津	三好市池田町州津乳ノ木一三九二番一地先から 同 西ノ久保三一四番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路等の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日

令和四年八月三十日